

## 1 専用使用料

区分		使用料	
下関市体育館	フロア	半面1時間につき780円	
	その他の施設	練習室	1回につき780円
		談話室（和室又は洋室）	1室1回につき620円
下関市彦島体育館		半面1時間につき460円	
下関市長府体育館	フロア	1時間につき460円	
	その他の施設	練習室	1回につき620円
		多目的室	1回につき620円
下関市垢田体育館		1時間につき310円	
下関市吉見体育館		1時間につき460円	
下関市菊川体育館	フロア	半面1時間につき460円	
	その他の施設	プレイルーム	1時間につき310円
		本部室	1回につき610円
下関市豊浦夢が丘スポーツセンター	フロア	半面1時間につき460円	
	武道場	1時間につき310円	
下関市豊浦体育センター 下関市豊北体育センター		半面1時間につき310円	
下関市宮下関陸上競技場	競技場（屋内練習場及びトレーニングルームを含む。）		1時間につき2,830円
	その他の施設	会議室1	1回につき520円
		会議室2	1回につき730円
		本部室1	1回につき830円
		本部室2	1回につき520円
		審判室	1回につき520円
		本部役員室1	1回につき930円
		本部役員室2	1回につき930円
下関市武道館	柔道場	1時間につき150円	

	剣道場	半面 1 時間につき 2 1 0 円	
下関市彦島武道館	柔道場	1 時間につき 2 6 0 円	
	剣道場	1 時間につき 3 1 0 円	
	多目的フロア	1 時間につき 3 6 0 円	
下関市長府武道館	柔道場	1 時間につき 2 6 0 円	
	剣道場	1 時間につき 2 6 0 円	
	弓道場	1 時間につき 2 1 0 円	
下関市小月武道館		1 時間につき 2 6 0 円	
下関市川中武道館		半面 1 時間につき 2 1 0 円	
下関市豊田武道館		半面 1 時間につき 3 1 0 円	
下関市弓道場	弓道場	半面 1 時間につき 4 1 0 円	
	その他の施設	練習室	1 回につき 7 8 0 円
		和室	1 回につき 2 6 0 円
下関市相撲場	相撲場	1 時間につき 4 1 0 円	
	その他の施設	多目的室	1 回につき 5 2 0 円
下関市アーチェリー場		1 時間につき 4 1 0 円	
下関球場	野球場	1 時間につき 2, 3 5 0 円	
	その他の施設	報道用放送室	1 回につき 1, 2 5 0 円
		貴賓室	1 回につき 5, 2 3 0 円
		会議室 1	1 回につき 5 2 0 円
		会議室 2	1 回につき 3 0 0 円
		ブルペン	1 室 1 時間につき 7 6 0 円
		屋内練習場	1 室 1 時間につき 2 0 0 円
下関第二球場		1 時間につき 8 3 0 円	
夢ヶ丘公園野球場	野球場	半面 1 時間につき 3 1 0 円	
夢ヶ丘公園テニスコート	テニスコート	1 コート 1 時間につき 2 1 0 円	
	その他の施設	管理事務所会議室	1 回につき 6 2 0 円

下関市営下関庭球場	テニスコート		1コート1時間につき 310円
	その他の施設	本部室	1回につき1,030円
		会議室	1回につき520円
下関市彦島庭球場 下関北運動公園庭球場		1コート1時間につき 310円	
下関市豊田テニスコート		1コート1時間につき 210円	
下関市市民プール	50mプール		1時間につき3,350円
	25mプール（南側の1基のみに限る。）		1時間につき1,350円
下関市菊川温泉プール		<p>次に掲げる使用する時間（以下「使用時間」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 2時間までの場合 1,250円に専用して使用するコースの数を乗じて得た額と、専用して使用する者全員に係る個人使用料の額（20人以上の団体（以下「団体」という。）で使用する場合は、その額）とを合計した額</p> <p>(2) 2時間を超える場合 前号の規定により算定した額と、2時間を超える1時間につき620円に専用して使用するコース</p>	

		の数を乗じて得た額とを合計した額	
夢ヶ丘公園プール		1時間につき1,030円	
下関市菊川運動公園	野球場	1時間につき620円	
	ソフトボール場	1面1時間につき310円	
	テニスコート	1コート1時間につき210円	
	その他の施設 管理棟会議室	1回につき410円	
下関市豊北総合運動公園	野球場	1時間につき830円	
	テニスコート	1コート1時間につき210円	
	その他の施設	野球場ミーティング室	1回につき520円
		管理棟会議室	1回につき620円
		管理棟和室	1回につき520円
		管理棟研修室	1回につき830円
		管理棟調理室	1回につき830円
下関市フットサル場		1コート1時間につき830円	

#### 備考

- この表は、使用許可のうち、施設のほかこの表に掲げる区分がその他の施設であるもの（以下「その他の施設」という。）を専用して使用する許可（以下「専用使用許可」という。）を受けた者に適用する。
- この表において「1回」の最長時間は、各施設の開館時間等とする。
- 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないでレクリエーション又はアマチュアスポーツ以外の場合に使用するとき（その他の施設の使用を除く。以下同じ。）の使用料は、この表に定める使用料の額に10を乗じて得た額とする。
- 入場料等を徴収し、レクリエーション又はアマチュアスポーツに使用

する場合（その他の施設の使用を除く。）の使用料は、この表に定める使用料の額に10を乗じて得た額とする。ただし、競技を行う者の全員が6歳以下の未就学の者、小学生（特別支援学校の児童等を含む。以下同じ。）、中学生（特別支援学校の中学部の生徒、中等教育学校の前期課程の生徒等を含む。以下同じ。）又は高校生（特別支援学校の高等部の生徒、中等教育学校の後期課程の生徒等を含む。以下同じ。）（以下これらを「高校生以下の者」と総称する。）であるときの使用料は、この表に定める使用料の額に3を乗じて得た額とする。

- 5 入場料等を徴収し、レクリエーション又はアマチュアスポーツ以外の場合に使用するときの使用料は、この表に定める使用料の額に50を乗じて得た額とする。
- 6 レクリエーション又はアマチュアスポーツ以外の場合に使用するため、その他の施設を使用するときの使用料は、この表に定める使用料の額に5を乗じて得た額とする。
- 7 下関市営下関陸上競技場を使用する場合において、競技場（屋内練習場及びトレーニングルームを含む。）を使用する者が本部室1、本部室2、審判室、本部役員室1及び本部役員室2を併せて使用するときは、これらの使用料を徴収しない。
- 8 下関市相撲場を使用する場合において、相撲場を使用する者が多目的室を併せて使用するときは、多目的室の使用料を徴収しない。
- 9 下関球場を使用する場合において、野球場を使用する者が会議室1、会議室2、ブルペン及び屋内練習場を併せて使用するときは、これらの使用料を徴収しない。
- 10 入場料等の徴収の有無及び使用目的にかかわらず、準備、器具の設置、片付け等（以下「準備等」という。）のために使用する場合であっても使用時間に含むものとし、この表に定める使用料を徴収する。
- 11 使用時間が1時間未満のとき、又は使用する時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間又は当該端数を1時間として使用料を算定する。ただし、下関市菊川運動公園において、午後9時から午後9時30分までの間に使用を終了し、かつ、使用する時間に30分以

下の端数があるときの当該端数の時間についての使用料は、この表に定める使用料の半額とする。

- 1 2 開館時間等以外の時間に使用する場合の使用料は、この表及び前各項の規定により算出した額に1.5を乗じて得た額とする。

## 2 個人使用料

区分	使用料	時間区分
1 下関市体育館（フロア又は練習室） 下関市彦島体育館 下関市長府体育館（フロア又は練習室） 下関市垢田体育館 下関市吉見体育館 下関市宮下関陸上競技場（トレーニングルーム） 下関市弓道場 下関市相撲場 下関市アーチェリー場	時間区分ごとに1人につき210円。ただし、次の各号に掲げる者が使用する場合は、当該各号に定める額とする。 (1) 6歳以下の未就学の者 無料 (2) 小学生、中学生又は高校生 100円	午前：午前9時から午後1時まで 午後：月曜日から土曜日までの日は午後1時から午後6時まで（下関市相撲場は、午後1時から日没時まで）、日曜日及び休日は午後1時から午後5時まで 夜間：月曜日から土曜日までの日の午後6時から午後10時まで（下関市相撲場を除く。）
2 下関市菊川体育館（フロア） 下関市豊浦夢が丘スポーツセンター	フロア1/6面又は卓球台1台分1時間につき150円（使用者全員が高校生以下の者の場合は、100円とする。）	
3 下関市豊浦体育センター 下関市豊北体育センター	フロア1/6面又は卓球台1台分1時間につき100円（使用者全員が	

		高校生以下の者の場合は、50円とする。)	
4	下関市営下関陸上競技場 (競技場(屋内練習場及びトレーニングルームを含む。))	(1) 午前又は午後の時間区分ごとに1人につき300円。ただし、次のア又はイに掲げる者が使用する場合は、当該ア又はイに定める額とする。 ア 6歳以下の未就学の者 無料 イ 小学生、中学生又は高校生 150円 (2) 夜間の時間区分1人につき380円。ただし、次のア又はイに掲げる者が使用する場合は、当該ア又はイに定める額とする。 ア 6歳以下の未就学の者 無料 イ 小学生、中学生又は高校生 230円	午前：午前9時から午後1時まで 午後：月曜日から土曜日までの日は午後1時から午後6時まで、日曜日及び休日は午後1時から午後5時まで 夜間：月曜日から土曜日までの日の午後6時から午後10時まで
5	下関市豊田武道館	半面1時間につき310円(使用者全員が高校生以下の者の場合は、150円とする。)	
6	下関市営下関庭球場(テニスコート) 下関市彦島庭球場	1コート1時間につき310円(使用者全員が高校生以下の者の場合	

	下関北運動公園庭球場（壁打ちを除く。）	は、150円とする。）	
7	下関北運動公園庭球場（壁打ち） 下関市豊北総合運動公園（テニスコート（壁打ち））	1面1時間につき100円（使用者全員が高校生以下の者の場合は、50円とする。）	
8	下関市豊田テニスコート 夢ヶ丘公園テニスコート 下関市菊川運動公園（テニスコート） 下関市豊北総合運動公園（テニスコート（壁打ちを除く。））	1コート1時間につき210円（使用者全員が高校生以下の者の場合は、100円とする。）	
9	下関市市民プール	1人につき260円。ただし、次の各号に掲げる者が使用する場合は、当該各号に定める額とする。 (1) 6歳以下の未就学の者 無料 (2) 小学生及び中学生 100円 (3) 高校生 210円	
10	下関市菊川温泉プール	(1) 1人につき520円（団体で使用する場合は、410円）。ただし、次のア又はイに掲げる者が使用する場合は、当該ア又はイに定める額とする。	

		<p>ア 6歳以下の未就学の者 無料</p> <p>イ 小学生又は中学生 210円（団体で使用する場合は、160円）</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、備考第4項に掲げる者が使用する場合は、前号に定める額の半額とする。</p>	
1 1	夢ヶ丘公園プール	<p>時間区分ごとに1人につき100円。ただし、次の各号に掲げる者が使用する場合は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 6歳以下の未就学の者 無料</p> <p>(2) 小学生、中学生又は高校生 50円</p>	<p>午前：午前9時から午後0時30分まで</p> <p>午後：午後1時30分から午後5時まで</p>
1 2	下関市フットサル場	<p>1コート1時間につき830円（使用者全員が高校生以下の者の場合は、410円とする。）</p>	

備考

- 1 この表は、使用許可のうち、専用使用許可以外の使用許可（以下「個人使用許可」という。）を受けた者に適用する。
- 2 入場料等の徴収の有無及び使用目的にかかわらず、準備等のために使用する場合であっても使用時間に含むものとし、この表に定める使用料を徴収する。

- 3 使用時間が1時間未満のとき、又は使用する時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間又は当該端数を1時間として使用料を算定する。ただし、下関市菊川運動公園（テニスコート）において、午後9時から午後9時30分までの間に使用を終了し、かつ、使用する時間に30分以下の端数があるときの当該端数の時間に対する使用料は、この表に定める使用料の半額とする。
- 4 10の項第2号中「備考第4項に掲げる者」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
  - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - (4) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者
  - (5) 前各号に掲げる者に付き添う者（前各号に掲げる者1人につき、1人とする。）

### 3 放送設備使用料

区分		使用料
1	下関市体育館 下関市営下関陸上競技場 下関球場	一式につき2,080円
2	下関市彦島体育館 下関市長府体育館 下関市菊川体育館 下関第二球場 下関市営下関庭球場	一式につき1,250円
3	下関市弓道場	一式につき620円

夢ヶ丘公園野球場	
下関市菊川運動公園	
下関市豊北総合運動公園（野球場）	

備考

- この表の使用料は、1日当たり1団体ごとに適用する。
- レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外の場合に使用するときの使用料は、この表に定める使用料に5を乗じて得た額とする。

4 照明設備使用料

区分		使用料	
1	下関市体育館	1灯1時間につき30円	
2	下関市彦島体育館 下関市長府体育館 下関市垢田体育館 下関市吉見体育館 下関市菊川体育館	1灯1時間につき20円	
3	下関市営下関陸上競技場	1 / 3点灯	1時間につき1,030円
		2 / 3点灯	1時間につき2,080円
		全点灯	1時間につき3,130円
4	下関球場	1 / 6点灯	1時間につき4,180円
		1 / 4点灯	1時間につき6,280円
		1 / 2点灯	1時間につき12,560円
		全点灯	1時間につき25,130円
5	夢ヶ丘公園野球場	1 / 2点灯	1時間につき1,030円
	下関市豊北総合運動公園（多目的グラウンド）	全点灯	1時間につき2,080円
6	下関市営下関庭球場 下関市彦島庭球場	1コート1時間につき310円	

	下関北運動公園庭球場 下関市豊北総合運動公園（テニスコート）	
7	下関市豊田テニスコート 夢ヶ丘公園テニスコート 下関市菊川運動公園（テニスコート）	1 コート 1 時間につき 2 1 0 円
8	下関市菊川運動公園（野球場）	3 0 分につき 1, 0 3 0 円
9	下関市菊川運動公園（ソフトボール場）	3 0 分につき 5 2 0 円
1 0	下関市豊北総合運動公園（野球場）	1 時間につき 3, 1 3 0 円
1 1	下関市向洋グラウンド	1 時間につき 3, 7 6 0 円
1 2	彦島地区公園多目的広場	1 基 1 時間につき 6 2 0 円
1 3	下関市豊北神田市民グラウンド	1 時間につき 2, 0 8 0 円
1 4	下関市豊北田耕市民グラウンド	1 時間につき 1, 0 3 0 円
1 5	下関市フットサル場	1 コート 1 時間につき 2 1 0 円

#### 備考

- 1 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間及び当該端数の時間を1時間として使用料を算定する。ただし、下関市菊川運動公園（テニスコート）において、午後9時から午後9時30分までの間に照明設備の使用を終了し、かつ、使用時間に30分以下の端数があるときの当該端数の時間に対する使用料は、この表に定める使用料の半額とする。
- 2 下関市向洋グラウンド及び彦島地区公園多目的広場並びに下関市豊北総合運動公園（多目的グラウンド）、下関市豊北神田市民グラウンド及び下関市豊北田耕市民グラウンドの照明設備の使用時間は、月曜日から土曜日までの日にあつては午前9時から午後10時まで、日曜日及び休日にあつては午前9時から午後5時までとする。
- 3 下関市体育館、下関市彦島体育館、下関市長府体育館、下関市垢田体育館、下関市吉見体育館、下関市菊川体育館及び下関市営下関陸上競技場を個人使用許可を受けて使用する者が当該施設の照明設備を使用する場合は、その照明設備に係る使用料を徴収しない。

## 5 冷暖房設備使用料

区分		使用料
1	下関市豊浦夢が丘スポーツセンター	1時間につき2,610円
2	下関市宮下関陸上競技場（ロッカー室）	1室1時間につき210円
3	下関市宮下関庭球場（本部室）	1時間につき210円
4	下関市豊北総合運動公園（管理棟会議室）	1時間につき210円
5	下関市豊北総合運動公園（管理棟研修室）	1時間につき520円
6	その他	1室1時間につき100円

備考 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間及び当該端数の時間を1時間として使用料を算定する。

## 6 その他の附属設備使用料

区分		使用料
1	下関市体育館	送風設備 1時間につき1,030円
2	下関市菊川体育館 下関市豊浦夢が丘スポーツセンター	シャワー室及び更衣室 1人1回につき100円
3	下関市宮下関陸上競技場	写真判定設備（専用照明設備を含む。） 一式につき10,470円
4	下関球場	スコアボード 一式につき2,610円
5	下関第二球場	スコアボード 一式につき1,250円
6	夢ヶ丘公園野球場	野球場スコアボード 一式につき620円
	夢ヶ丘公園テニスコート	管理事務所更衣室 1回につき620円
7	下関市菊川運動公園	コインロッカー 1回につき100円
8	下関市豊北総合運動公園	野球場スコアボード 一式につき520円

		管理棟シャワー室	1人1回につき100円
		管理棟洗濯機	1回につき310円

備考

- 1 この表の使用料は、1日当たり1団体ごとに適用する。
- 2 レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外の場合に使用するときの使用料は、この表に定める使用料に5を乗じて得た額とする。
- 3 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間及び当該端数の時間を1時間として使用料を算定する。

7 体育器具使用料

区分		使用料	
1	体育館用器具	バスケットボール用器具	1面一式につき3,130円
		ハンドボール用器具	1面一式につき410円
		バレーボール用器具	1面一式につき410円
		バドミントン用器具	1面一式につき210円
		インディアカ用器具	1面一式につき210円
		卓球用器具	1台一式につき210円
		体操用器具	1種目一式につき340円
		電光掲示板	1組一式につき580円
		柔道畳	1面一式につき1,030円
		綱引き用ロープ	1本につき100円
2	陸上競技場用器具	陸上競技用器具	一式につき15,700円
		ストップウォッチ	1個につき30円
		スターティングブロック	1個につき30円
		バトン	1本につき10円
		ハードル	1台につき50円
		円盤	1個につき30円

		砲丸	1個につき30円
		走高跳・棒高跳用バー	1本につき30円
		やり	1本につき100円
		周回表示器	1台につき100円
		巻尺	1個につき50円
		走高跳用支柱及びバー止	1対につき100円
		棒高跳用支柱及びバー止	1対につき310円
		走高跳用高度計	1本につき210円
		棒高跳用高度計	1本につき260円
		走高跳用マット	一式につき1,030円
		棒高跳用マット	一式につき2,080円
		スターターピストル	1丁につき50円
		ハンマー	1個につき30円
		スターター用拡声装置	一式につき620円
		機械式風向風速計	一式につき30円
		デジタル風向風速計	一式につき730円
		3,000m障害移動障害物	一式につき310円
		レーンナンバー標識	一式につき210円
		トラック競技速報表示器	一式につき5,230円
		フィールド順位表示器	一式につき210円
		投てき用光波距離測定装置	一式につき3,130円
		ラグビー用器具	一式につき2,080円
		サッカー用器具	一式につき1,030円
3	野球場用器具	ピッチングマシン	1台一式につき1,250円
		バッティングケージ	1台一式につき620円
		野球用防球ネット	1枚につき100円
		ソフトボール用外野フェ	一式につき3,130円

		ンス	
		ソフトボール用内野ネット	一式につき 3,660円
4	庭球場用器具	得点板	1台につき 50円
		ベンチ	1脚につき 50円

備考

- 1 この表の使用料は、1日当たり1団体ごとに適用する。
- 2 レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外の場合に使用するときの使用料は、この表に定める使用料に5を乗じて得た額とする。
- 3 個人使用許可を受けた者がこの表の体育器具を使用する場合は、使用料を徴収しない。

8 その他の器具使用料

区分		使用料
1	長机	1脚につき 30円
2	補助椅子	1脚につき 20円
3	フロアシート	1枚につき 100円
4	持込み電気機械・器具	1kW 1時間につき 100円
5	テント	1張につき 310円
6	携帯用放送器具	1台につき 210円

備考

- 1 この表の使用料は、1日当たり1団体ごとに適用する。
- 2 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間及び当該端数の時間を1時間として使用料を算定する。
- 3 レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外の場合に使用するときの使用料は、この表に定める使用料に5を乗じて得た額とする。

## 9 施設内営業使用料

区分		使用料
売店	下関球場	1室1日につき1,880円
	下関市市民プール	1日につき1,350円
建物内の一部占有		1㎡1日につき410円
土地の一部占有		1㎡1日につき100円
立売営業		立売人1人1日につき410円

備考 占有する面積が1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、占有する面積に1平方メートル未満の端数があるときはその端数は1平方メートルとして計算するものとする。